

東京都地域医療構想調整会議について

<医療法第30条の14>

都道府県が、構想区域等ごとに、診療に関する学識経験者の団体、その他の医療関係者、医療保険者等との協議の場を設置

1 目的

東京都地域医療構想において掲げたグランドデザインの実現に向け、地域ごとの自主的な取組を推進するため、関係者間の協議を行う

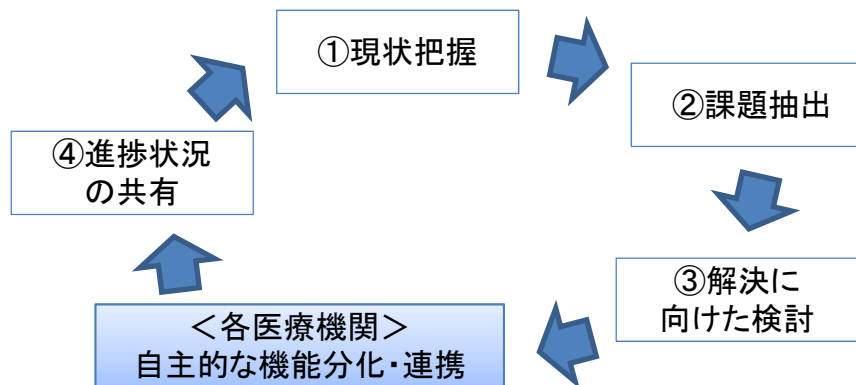
2 構成

医療機関、医師会・病院協会・歯科医師会・薬剤師会・看護協会等医療関係団体、区市町村、医療保険者等

3 運用

議事に応じて、複数の調整会議の合同開催や、議事に応じた開催を行うなど、柔軟に運用

<調整会議の議論の進め方のイメージ>



※病床機能報告や将来推計を参考に、地域の実情を勘案しながら、将来に向けた医療需要の変化に対し、どう対応していくか、地域の関係者が自ら考える

※東京全体の医療資源を有効に活用するため、構想区域内だけでなく、隣接区域の医療資源の状況等もふまえる

東京都地域医療構想調整部会について

調整部会の役割

- 1 構想区域ごとに実施する調整会議の情報を集約し、共通する課題の抽出や課題解決に向けた方策の検討等を行う。
- 2 地域医療構想の実現に向けた進捗状況の管理を行う。

必要に応じて、調整部会の議論内容や他の区域の取組状況等を、各調整会議にフィードバック

東京都保健医療計画推進協議会

改定部会

地域医療構想調整部会

地域医療構想調整会議
※構想区域ごとに実施